

別表1

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書、請求文書	審査請求人の主張	実施機関の主張
							非開示部分、非開示理由、却下理由		
1	1090	平成29年7月24日	生活文化局 都民生活部 管理法人課	教育分野のNPO法人認証及び認定の団体の特には、「小学校の不登校の児童」の活動団体が憲法第26条違反に当たらないと分かるもの。	平成29年3月28日	非開示 (不存在)	【請求文書】 教育分野のNPO法人認証及び認定の団体の特には、「小学校の不登校の児童」の活動団体が憲法26条違反に当たらないと分かるもの 【非開示理由】 当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	処分の取消しを求める。 義務教育の教育理念：憲法26条の従事は、憲法98条1項、2項。学校教育法の否定するNPO法人の活動は不法行為から、不存在なら違法無い表明。	本件開示請求の請求内容は、教育分野のNPO法人認証及び認定の団体、特に小学校の不登校の児童の活動団体が憲法26条違反に当たらないと分かる公文書を求めているものと解される。各NPO法人団体に関して法違反となるかどうかは分かるものは実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないことから非開示(不存在)としたものである。
2	1091	平成29年7月24日	生活文化局 都民生活部 管理法人課	NPO法人(教育分野)の活動が、認定・認証出来るもの、又は、出来るとされる根拠のもの。 ④年度末の活動報告の提出義務から、課は、保管。例えば、認定基準・認証基準の教育分野の分。	平成29年6月2日	開示請求 却下	【対象公文書】 東京都特定非営利活動法人ガイドブック(本編)及び(認定編) 【却下理由】 開示請求に係る公文書は、都民情報ルームにおいて、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであり、条例2条2項により、開示請求の対象外であるため	処分の取消しを求める。 条例36条違反。NPO法人のフリースクール：義務教育期間の公立小学校の不登校児童を相手の専門性欠く関与の子どもの人権懸念。	本件開示請求の請求内容は、教育分野を含むNPO法人の活動が、認定・認証できるとされる根拠であると解されることから、東京都特定非営利活動法人ガイドブック(本編)及び東京都特定非営利活動法人ガイドブック(認定編)の記載内容が根拠となると判断し、これを請求対象として特定したものである。これらは、都民情報ルームにおいて、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであり、条例2条2項により開示請求の対象外であることから、開示請求却下としたものである。
3	1097	平成29年9月25日	生活文化局 都民生活部 管理法人課	平成〇年〇月〇日付の開示請求の〇生都管第〇号「不存在」案件後の平成〇年〇月〇日付の開示請求の〇生都管第〇号「却下」案件より、義務教育の学齢期の子ども達を対象の活動団体(NPO法人認証・認定)の「不登校児童」分野の法的根拠分かるものガイドブック上の特定(該当部分の抜粋)求む。	平成29年6月21日	非開示 (不存在)	【請求文書】 平成〇年〇月〇日付の開示請求の〇生都管第〇号「不存在」案件後の平成〇年〇月〇日付の開示請求の〇生都管第〇号「却下」案件より、義務教育の学齢期の子ども達を対象の活動団体(NPO法人認証・認定)の「不登校児童」分野の法的根拠分かるものガイドブック上の特定(該当部分の抜粋)求む。 【非開示理由】 当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	処分の取消しを求める。 〇生都管第〇号(平成〇年〇月〇日)・〇生都管第〇号(平成〇年〇月〇日)の2件共々の「弁明書」〇の点：本編ガイドブック(略)の該当部分。	本件開示請求の請求内容は、義務教育の学齢期の子ども達を対象の活動団体(NPO法人認証・認定)の不登校児童分野の法的根拠が分かる公文書を求めていると解される。本件開示請求については、実施機関では対象公文書を作成及び取得しておらず、存在しないことから非開示決定(不存在)としたものである。
4	1152	平成30年4月25日	生活文化局 都民生活部 管理法人課	NPO法人〇〇は、活動上の学校連携していると分かるもの求める。(事業報告書の小学校児童数名の利用示している。) ※東京都教育庁は、文部科学省メニューの教育委員会の権限の元、委託出きるNPO法団体のフリースクール欠くとのことである。	平成30年3月2日	非開示 (不存在)	【請求文書】 NPO法人〇〇は、活動上の学校連携していると分かるもの求める。(事業報告書の小学校児童数名の利用示している。) 【非開示理由】 当該法人と小学校が連携していることが分かる公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	処分の取消しを求める。 (「連携情報」要す。)都庁3階の情報公開ルーム販売「特定非営利活動法人ガイドブック」6章監督114・115頁、東京都における「NPO法の運用方針」184～195頁とおりの決定求める。	本件開示請求については、請求受付時にNPO法人〇〇と小学校が連携していることが分かる文書が請求対象となることを審査請求人に確認した上で、実施機関では本件開示請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないことから非開示決定(不存在)としたものである。

5	1188	平成30年 7月31日	生活文化局 都民生活部 管理法人課	<p>生活文化局は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12年施行）」みんなの人権平成29年10月35頁7の点目が、NPO法人担当除外出来るのが分かるもの求める。又、法令否認出来るもの求める。</p> <p>例示：NPO担当は、「弁明書」上の東京都人権施策推進指針の否認。※NPO法人団体活動上不要かの主張有。</p>	平成30年 5月15日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 生活文化局は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12年施行）」みんなの人権平成29年10月35頁7の点目が、NPO法人担当除外出来るのが分かるもの求める。又、法令否認出来るもの求める。</p>	<p>処分の取消しを求める。 生活文化局管理法人課NPO法人担当「弁明書」は、本件の相違から、生活文化局総務部総務課文書担当：〇〇の東京都組織規程則る「弁明書」協議の根拠欠く。</p>	<p>本件開示請求の請求内容は、冊子「みんなの人権」（平成29年10月発行）の35頁7の部分における、人権教育及び人権啓発推進に関する法律が、NPO法人担当を除外できることが分かる公文書及びNPO法人担当が法令否認できることが分かる公文書を求めていると解される。実施機関では、NPO法人担当が当該法律への適用除外となる又は法令否認できる根拠となる公文書を作成及び取得しておらず、存在しないことから非開示決定（不存在）としたものである。</p>
				<p>【非開示理由】 請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。</p>					
6	1208	平成30年 10月2日	生活文化局 都民生活部 管理法人課	<p>NPO法人担当（指導班）は、文部科学省児童生徒課回答に基づき、「フリースクール」活動NPO団体が、行政委託欠いても、正当な活動NPO団体と認めるに足る資料求める。（全部） ※義務教育学齢期の子ども利用について。</p>	平成30年 8月8日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 NPO法人担当（指導班）は、文部科学省児童生徒課回答に基づき、「フリースクール」活動NPO団体が、行政委託欠いても、正当な活動NPO団体と認めるに足る資料求める。（全部） ※義務教育学齢期の子ども利用について。</p>	<p>処分の取消しを求める。 合法かつ合理的な公正の分かるもの求める。</p>	<p>本件開示請求の請求内容は、NPO団体が行政からの委託を受けずにフリースクール活動を行うことが正当かどうか分かる公文書を求めていると解されるが、フリースクールの運営等において、行政から当該業務を受託しているか否かは、NPO法人としての認証及び認定の要件に関するものではなく、したがって、実施機関では本件開示請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないことから非開示決定（不存在）としたものである。</p>
				<p>【非開示理由】 請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。</p>					

別表 2

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書、請求文書	審査請求人の主張	実施機関の主張
							非開示部分、非開示理由、却下理由		
1	1138	平成30年 3月15日	福祉保健局 生活福祉部 保護課	区市の指導担当は、指導の改善の有・無の確認拒否出来るのが分かるもの求める。(〇〇職員主張) 例示：〇〇職員は、担当〇〇区職員(〇〇)への診療報酬明細書(レセプト)点検する指導するが、レセプトの相違する公言続く。	平成30年 1月24日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】</p> <p>区市町村に対して行った行政指導について、結果を確認しなくて良いことが明文化されている公文書(区市指導担当が、都の指導に対して改善の有・無を確認することを拒否できるかが分かるもの) (平成29年度生活保護法施行事務指導検査実施計画を除く)</p>	<p>請求は1件「〇〇職員が、担当〇〇区の指導の改善の有・無の確認拒否出来るのが分かるもの求める。」である為、「不」or「却下」の2件の処分の取消しを求める。</p>	<p>1 生活保護法(昭和25年法律第144号)23条1項は、「(前略)都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。」と、同法同条2項は、「(前略)市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。」と、事務監査について規定している。</p> <p>2 「生活保護法施行事務監査の実施について」(平成12年10月25日付社授第2393号厚生省社会・援護局長通知)6-(3)によれば、「監査結果の指示事項に対する是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求めること。また、必要に応じ監査職員を派遣してその改善状況を確認すること。」とされている。</p> <p>3 地方自治法(昭和22年法律第67号)245条の4第1項では、「(前略)都道府県知事その他都道府県の執行機関は、その分担する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、(後略)」と、東京都が普通地方公共団体に対し技術的助言を行う権限を有することを規定している。</p> <p>4 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による生活保護法の一部改正等について」(平成12年3月31日社授第824号厚生省社会・援護局長通知)2-1によれば、「今回の改正により、従来、都道府県知事の指揮監督の下で生活保護の決定、実施等の事務を行ってきた市町村においては、保護の決定及び実施に当たりより幅広い判断を適正に行う立場となる(中略)都道府県は、今後とも、市町村に対する監査指導や技術的助言、(中略)等を通じ、管内における生活保護の運営の適正を図る役割を担うものであるため、引き続き運営の適正に努力されたい。(後略)」と、東京都が生活保護法における都内各実施機関に対する包括的な指揮監督権を有していないことが明示されている。</p> <p>5 これを本件についてみると、東京都が都内における生活保護制度の適切な運営の確保に当たり、生活保護法における都内各実施機関に対して、同法23条に基づく事務監査や技術的助言の権限を有し、また、監査結果の指導事項に対する是正状況の確認を行わなければならないことは事実であるが、技術的助言についての改善状況を確認する義務はない。</p> <p>6 よって、東京都が区市町村に対して行った技術的助言について、結果を確認しなくて良いことが明文化されている公文書は存在しない。</p>
	1139						<p>【対象公文書】</p> <p>平成29年度生活保護法施行事務指導検査実施計画</p> <p>【却下理由】</p> <p>当該公文書については、都民情報ルームで閲覧に供していることから、条例18条2項に該当するため</p>		

2	1148	平成30年 4月5日	福祉保健局 生活福祉部 保護課	<p>○福保生保第〇号「不存在」決定事項・○福保生保第〇号（いずれも平成〇年〇月〇日付のもの）「却下」は、請求事項1件が、決定事項2件と扱われ、再度の請求：〇〇職員が、指導の改善有・無の確認免責されるもの求める。（保有・公開の除くものなし）</p> <p>※公務とは、「正当的確」基準：適宜的確適正。○/○は、当該冊子上の特定ヶ所無い〇〇職員の主張である為、「却下」の冊子上欠く。（2件は、冊子上の該当ヶ所の有・無分ならず）</p> <p>◎東京都個人情報保護条例第23条：苦情の処理規定が、保護課は、免除される特記事項欠く為、本件請求の「改善有・無」に担当区職員への確認要すが、〇〇職員の主張「確認拒否」の公務拒否。</p> <p>【補正】 区市町村に対して行った行政指導について、結果を確認しなくて良いことが明文化されている公文書</p>	平成30年 2月23日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 区市町村に対して行った行政指導について、結果を確認しなくて良いことが明文化されている公文書</p> <p>【非開示理由】 当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。</p>	<p>処分の取消しを求める。 条例6条・34条・35条・36条、等に基づいた的確な特定の提示要す。（情報操作は、不法行為）決定処分的確なもの求め、本件の矛盾の改善求める。</p>	<p>実施機関が、都内における生活保護制度の適切な運営の確保に当たり、生活保護法における都内各実施機関に対して、生活保護法23条に基づく事務監査や技術的助言の権限を有し、また、監査結果の指導事項に対する是正状況の確認を行わなければならないことは事実であるが、技術的助言についての改善状況を確認する義務はない。 よって、実施機関が区市町村に対して行った技術的助言について、結果を確認しなくてよいことが明文化されている公文書は存在しない。</p>
3	1149	平成30年 4月5日	福祉保健局 生活福祉部 保護課	<p>○福保生保第〇号「却下」は、○/○の「平成29年度生活保護法施行事務指導検査実施計画」冊子上の特定欠く。情報提示欠く（公開条例第6条反す）通達反則の為、再度、情報提供（公開条例第34条、並びに、第36条）求める請求事項「区・市担当者が、担当区の改善有・無の確認不要」該当部分。</p> <p>◎東京都公開条例第6条は、通達されており、東京都規合集への取扱と成っている。〇〇職員は、情報提示（該当ヶ所）欠く主張から念の為、請求○/○行っている。</p> <p>【補正】 平成29年度生活保護法施行事務指導検査実施計画の中で、区市町村に対して行った行政指導について結果を確認しなくて良いことが明文化されている部分</p>	平成30年 2月23日	開示請求 却下	<p>【対象公文書】 平成29年度生活保護法施行事務指導検査実施計画</p> <p>【却下理由】 当該公文書については、都民情報ルームで閲覧に供していることから、条例18条2項に該当するため</p>	<p>処分の取消しを求める。 条例6条・34条・35条・36条、等に基づいた的確な特定の提示要す。（情報操作は、不法行為）決定処分的確なもの求め、本件の矛盾の改善求める。</p>	<p>「平成29年度生活保護法施行事務指導検査実施計画」を対象公文書として特定し、当該対象公文書は、条例18条2項に該当するため、開示請求を却下する決定を行った。</p>

4	1161	平成30年 5月16日	福祉保健局 生活福祉部 保護課	<p>○福保生第○号（平成○年○月○日）の記録以降の○○区対応したのが分かる記録求める。※平成○年○月○・○日の後日の記録。○○職員・○○職員←→○○区○○：○○・○○の対応記録（指導記録）</p>	平成30年 3月20日	非開示 （不存在）	<p>【請求文書】 平成○年○月○日以降に東京都福祉保健局生活福祉部保護課指導担当○○及び○○と○○区○○及び○○とのやり取りが記録されている公文書（平成○年○月○・○日の後日の記録。○○職員・○○職員←→○○区○○：○○・○○の対応記録（指導記録））</p> <p>【非開示理由】 当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。</p>	<p>処分の取消しを求める。 「不」決定遅く。「指導」と「技術助言」の使い分けする実施機関「本件実施機関の保護課主張の場当たり如くは、説明義務争う為、対応拒否の不存在の根拠要す。決定理由条文のみ。</p>	<p>本件開示請求の内容は、「平成○年○月○日以降に東京都福祉保健局生活福祉部保護課指導担当○○及び○○と○○区○○及び○○とのやり取りが記録されている公文書（平成○年○月○・○日の後日の記録。○○職員・○○職員←→○○区○○：○○・○○の対応記録（指導記録））」であり、そのような公文書は作成又は取得していないため、存在しない。</p>
5	1183	平成30年 7月24日	福祉保健局 生活福祉部 保護課	<p>福祉保健局生活福祉部保護課保有「昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知第12の5・平成12年3月31日社授第824号厚生省社会・援護局長通知の第2の1に基づいた東京都福祉保健局指導監査部指導第三課指定医療機関指導担当への誤った情報の連絡する○○区○○（○○）の訂正する連絡調整の対応拒否続ける○○の相当性示す国の局長通知・課長通知求める。 ※「都道府県知事殿」表示のもの尚、社授第824号は、弁明書（○福保生保第○号）の証拠書類○である。</p> <p>【補正】 平成12年12月14日付社授第2700号通知「生活保護法による医療扶助の適正な運営について」中の病状把握の対象者、把握の程度、方法等について決定した文書</p>	平成30年 4月25日	非開示 （不存在）	<p>【請求文書】 平成12年12月14日付社授第2700号通知「生活保護法による医療扶助の適正な運営について」中の病状把握の対象者、把握の程度、方法等について決定した文書</p> <p>【非開示理由】 当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。</p>	<p>処分の取消しを行い、生活保護法54条関係の通知類等決定求む。（平成29年度生活保護法施行事務指導検査実施計画※23頁：医師訪問の根拠情報）</p>	<p>本件開示請求の内容は、「平成12年12月14日付社授第2700号通知『生活保護法による医療扶助の適正な運営について』中の病状把握の対象者、把握の程度、方法等について決定した文書」であり、そのような公文書は作成又は取得していないため、存在しない。</p>

6	1184	平成30年 7月24日	福祉保健局 生活福祉部 保護課	<p>平成○年度の福祉保健局生活福祉部保護課の都民の相談を受けて、○○区の○○、又は、○○へ連絡した対応記録求める。</p> <p>※医療係○○職員←○○(区) ※指導担当○○職員→○○ ※指導担当○○職員→○○等。 尚、○○・○○職員は、厚生省通知「社援第2700号(平成12年12月14日)」局長通知の対応欠く。但し、「弁明書(不)・(却)」には、○頁○の点：「社援第824号(平成12年3月31日)」主張。</p> <p>【補正】 平成○年度の福祉保健局生活福祉部保護課職員が都民の相談を受けて、○○区の○○、又は○○へ連絡した対応記録</p>	平成30年 4月17日	一部開示	<p>【対象公文書】</p> <p>1 (保護担当) 都民の声ワークシート中、○月○日の保護担当の対応記録</p> <p>2 (指導担当B班) 都民の声ワークシート中、○月○日、○月○日、○月○日、○月○日、○月○日の指導担当の対応記録</p> <p>3 (医療担当) 都民の声ワークシート中、○月○日の医療担当の対応記録</p> <hr/> <p>1 対象公文書1、2及び3について 【非開示部分】 相談者氏名、相談者住所及び性別の欄 【非開示理由】 条例7条2号 特定の個人を識別することができる情報であるため</p> <p>2 対象公文書1及び2について 【非開示部分】 内容及びその後の処理 【非開示理由】 条例7条2号 特定の個人を識別することができる情報及び公にすることで個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>3 対象公文書3について 【非開示部分】 内容及びその後の処理 【非開示理由】 条例7条2号 特定の個人を識別することができる情報及び公にすることで個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>条例7条6号 一般に公にしていない内部管理情報であるため、公にすることで関係者以外の者から電話やメール等があることで、行政運営に支障を来すおそれがあるため</p>	<p>1 対象公文書1について 処分の取消しを求める。 処分記録上の「外国人の生活保護の取扱い」を○○区○○への連絡上社援保発1022第1号の指示怠っている為、不当な公開資料に成る。</p> <p>2 対象公文書2について 処分の取消しを求める。 処分資料上の○/○・○/○の事実関係の見解が、「技術的助言(○福保生保第○号弁明書○頁の○)」・「行政指導(○福保生保第○号弁明書○頁の第○)」・「助言(○福保生保第○号弁明書○頁の第○)」と相違より、統一見解要す。</p> <p>3 対象公文書3について 処分の取消しを求める。 決定資料上の○/○の○○職員の誤認及び、記録不備の補正を求める。</p>	<p>1 対象公文書1及び2について 当該文書の「相談者氏名欄」、「相談者住所欄」、「性別欄」には、「特定の個人を識別することができる情報」が含まれている。また、「内容欄」、「その後の処理欄」には、「特定の個人を識別することができる情報」、「公にすることで個人の権利利益を害するおそれがある情報」が含まれている。よって、当該部分については、条例7条2号に該当し、非開示となる。</p> <p>2 対象公文書3について 当該文書の「相談者氏名欄」、「相談者住所欄」、「性別欄」には、「特定の個人を識別することができる情報」が含まれている。また、「内容欄」、「その後の処理欄」には、「特定の個人を識別することができる情報」、「公にすることで個人の権利利益を害するおそれがある情報」、「一般に公にしない内部管理情報であるため、公にすることで関係者以外の者から電話やメール等があることで、行政運営に支障を来すおそれがある情報」が含まれているため、当該部分については、条例7条2号又は同条6号に該当し、非開示となる。</p>
---	------	----------------	-----------------------	---	----------------	------	---	---	---

7	1185	平成30年 7月24日	福祉保健局 生活福祉部 保護課	保護課は、○福保生保第○号（H ○.○/○）資料（2）生活保護制度あ らまし7頁：外国人の取扱い、社援 保発1022号第1号平成22年10月22日 （添付の疎明資料）除外する法的根拠 示すもの求める。※尚、社保第3号昭 和41年1月16日除外にもある。	平成30年 5月23日	非開示 （不存在）	【請求文書】 保護課は、○福保生保第○号（平成 ○年○月○日付）資料（2）生活保護 制度あらし7頁：外国人の取扱い は、社援保発1022号第1号平成22年10 月22日（添付の疎明資料）除外する法 的根拠示すもの	処分の取消しを求 める。 ○福保生保第○号 （平成○年○月○ 日）一部開示記録上 ○/○の○区連絡 事項に本件の除外す る法的根拠欠く平成 22年10月22日社援保 発1022号第1号示さ ず、他区市福祉事務 所へも示さず。本件 との整合性欠く。	本件開示請求の内容は、「保護課は、○福保生保第○号（平成 ○年○月○日付）資料（2）生活保護制度あらし7頁：外国人 の取扱いは、社援保発1022号第1号平成22年10月22日（添付の疎 明資料）除外する法的根拠示すもの」であり、そのような公文書 は作成又は取得していないため、存在しない。
							【非開示理由】 当該公文書は、作成又は取得してい ないため、存在しない。		
8	1186	平成30年 7月24日	福祉保健局 生活福祉部 保護課	○福保生保第○号（平成○年○月○ 日）弁明書○頁の第○「○○区○○へ の指導（行政指導）内容（レセプトの 確認と嘱託医協議の検討）について改 めて説明した。」記録求める。※○福 保生保第○号（平成○年○月○日）弁 明書○頁の第○、○頁の○点目が、 「技術的助言」記載の行政指導を否認 （否定）○福保生保第○号開示部分H ○.○/○・○/○の○○区○○、○○ の対応以外の保護課対応欠く。	平成30年 5月23日	一部開示	【対象公文書】 提出された開示請求書について	処分の取消しを求 める。 公文書の正確性欠 く文言都度の弁明書 の統一欠く。知る権 利から開示求める。	本件対象公文書は、「提出された開示請求書について」であ る。当該文書には、「特定の個人を識別することができる情報 」、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別する ことができることとなるもの」が含まれているため、当該部分に ついては、条例7条2号に該当し、非開示となる。
							【非開示部分】 概要の一部、対応の一部 【非開示理由】 条例7条2号 特定の個人を識別することができ る情報又は他の情報と照合すること により、特定の個人を識別すること ができることとなるものであるため		

別表3

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書、請求文書	審査請求人の主張	実施機関の主張
							非開示部分、非開示理由、却下理由		
1	1120	平成30年1月24日	総務局 人事部 人事課	直近最新のもので「中央研修における 服務・接遇・公務員倫理」に関する研修 資料求める。	平成29年 11月15日	非開示	<p>【対象公文書】</p> <p>1 職層別研修「新任研修（前期）」 「接遇」テキスト</p> <p>2 講師養成研修「コンプライアンス推 進科」「公務員と法」テキスト</p> <p>【非開示理由】</p> <p>条例7条3号 研修テキストには外部講師が研修事業 を営む上での重要なノウハウが含まれて おり、公にすることにより、外部講師の 競争上及び事業運営上の地位が損なわれ ると認められるため</p> <p>条例7条6号 外部講師が独自に作成した研修テキス トを公にすることにより、今後、当該外 部講師を含めた個人若しくは研修事業者 が、事業情報の流出を恐れて都の研修業 務への参入を忌避する、又は都に提供す る研修テキストの質・量を低下させる等 の対応を取る可能性が考えられる。研修 講師及び研修テキストの質の担保は都の 人材育成事業の根幹をなすものであり、 開示によって事業遂行に支障を来すおそ れがあるため</p>	<p>処分の取消しを求め る。 条例1条「目的」</p>	<p>1 研修テキストには、外部講師が研修事業を営む上での重要なノウハウが含まれており、公にすることにより、外部講師の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。（条例7条3号）</p> <p>2 外部講師が作成した研修テキストを公にすることにより、今後、個人若しくは研修事業者が、事業情報の流出を恐れて都の研修業務への参入を忌避する、又は都に提供する研修テキストの質・量を低下させる等、開示によって事業遂行に支障を来すおそれがある。（条例7条6号）</p>
2	1127	平成30年1月16日	生活文化局 総務部 総務課	直近最新の局研修「服務・接遇・公務 員倫理」に関する資料求める。	平成29年 11月13日	非開示	<p>【対象公文書】</p> <p>都民対応力向上研修テキスト（接遇の局 研修資料（直近最新のもの））</p> <p>【非開示理由】</p> <p>条例7条3号 本資料は外部の研修事業者が作成した ものであり、研修事業者の研修事業のノ ウハウが含まれている。このことから本 資料を開示した場合、当該事業者の競争 上かつ事業運営上の地位が損なわれると 認められるため、条例7条3号に該当す る。</p> <p>条例7条6号 研修事業者の研修事業のノウハウが含 まれる資料を開示した場合、研修事業者 と都との信頼関係が損なわれ、今後実施 する研修の質の低下や研修内容の効果的 な実践が不可能となるなどの支障が生じ るおそれがある。そのため、研修事務の 適正な遂行等に支障があると認められる ことから、条例7条6号に該当する。</p>	<p>処分の取消しを求め る。 条例1条「目的」</p>	<p>1 本件開示請求に係る対象公文書は、研修を受託した外部の事業者が作成した資料であり、当該事業者の研修事業のノウハウが含まれている。このことから本資料を開示した場合、当該事業者の競争上かつ事業運営上の地位が損なわれると認められる。よって、当該公文書は、条例7条3号所定の非開示情報に該当すると解される。</p> <p>2 本件開示請求に係る対象公文書は、前記1で記載のとおり研修を受託した外部の事業者のノウハウが含まれる資料であり、本資料を開示した場合、当該事業者と都との信頼関係が損なわれ、研修事業者が都の研修業務への参入を忌避する又は都に提供する研修テキストの質・量を低下させる可能性がある。この場合、今後実施する研修の質の低下や研修内容の効果的な実践が不可能となるなどの支障が生じるおそれがあり、研修事務の適正な遂行等の妨げとなる。よって、当該公文書は、条例7条6号所定の非開示情報に該当すると解される。</p>

3	1204	平成30年 9月13日	福祉保健局 総務部 職員課	福祉保健局は、職員育成が、都民との「対立関係」作る当該担当者多数だが、都民の虚像作りの対応記録等の公務員倫理相反。以下の現す行為類の「誠実」より「不実」・「的確」より「不的確」・「正確」より「不正確」・「適切」より「不適切」・「適時・適宜」より「無駄に長く回数」・「公務」より「感情」、等々から、都民を悪者扱い統当局職員ら：総務部総務課広聴、職員課、生活福祉部保護課、他の悪質に、服務の原則（公務員倫理テキスト109頁～）徹する指導した記録求める。	平成30年 7月23日	非開示 (不存在)	【請求文書】 総務部総務課広聴、職員課、生活福祉部保護課、他の悪質に、服務の原則（公務員倫理テキスト109頁～）徹する指導した記録	東京都組織規程「職員課の2号・6号」規定事項則り、処分の取消しを求める。 ※育成と指導の相違論の職員らは、6号規定事項実施欠如が争点明白。	本件開示請求の対象は、「福祉保健局総務部総務課広報担当、総務部職員課、生活福祉部保護課その他に、服務の原則に徹するように指導した記録」であり、これに該当する文書は存在しないため、非開示とした。
							【非開示理由】 該当する公文書を取得又は作成しておらず、対象公文書が存在しないため		
4	1206	平成30年 9月18日	総務局 人事部 人事課	何回もの同一対応複数の職員らの研修資料上の該当ヶ所求める。（○総人第○号H○.○/○） 例示：H○.○/○（○）総務局人事部人事課人材育成担当（職員研修担当）○○の13:00～15:00の約2時間程は、複数回（10回前後）同一対応。 ※年度に寄る差異ある職員らの件。	平成30年 6月29日	非開示 (不存在)	【請求文書】 何回も同一対応させる複数の職員らの対応について、そのような対応を記載する研修	処分の取消しを求める。（共通認識欠如から共通理解欠如の言語問題） 請求事項は、職員ら課長代理（東京都組織規程12条・17条）の事実行為。 組織規程9条・10条・11条、14条・15条・16条の研修資料の抜粋。	「何回も同一対応させる複数の職員らの対応について、そのような対応を記載する研修」は行っていないため、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。
							【非開示理由】 「何回も同一対応させる複数の職員らの対応について、そのような対応を記載する研修」は行っていないため、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。		

別表 4

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書、請求文書	審査請求人の主張	実施機関の主張
							非開示部分、非開示理由、却下理由		
1	1132	平成30年 2月22日	生活文化局 総務部 総務課	平成〇年〇月〇日に、生活文化局総務部総務課人事担当で作成した開示請求に関する都民対応の記録求める。	平成29年 12月13日	一部開示	<p>【対象公文書】 苦情等処理カード（平成〇年〇月〇日に、生活文化局総務部総務課人事担当で作成した開示請求に関する都民対応の記録）</p> <p>【非開示部分】 氏名欄の記載内容、内容欄の架電者名及び聴取内容に係る記載並びに対応欄の記載内容の一部</p> <p>【非開示理由】 条例7条2号 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため、条例7条2号に該当する。</p>	<p>処分の取消しを求める。 個人情報の扱う基準が異なる。放送大学こちらの東京革命の個人サポーター、職員研修の「けんしゅう」漢字の調整する通話の議事録、等は開示できる。</p>	<p>対象公文書のうち非開示とした部分については、不可分一体のものとして捉えられ、条例7条2号に規定する「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するものと解される。</p>
2	1179	平成30年 7月18日	総務局 人事部 調査課	人事部調査課が、平成〇年〇月～平成〇年〇月〇日まで、都民から連絡を受け、福祉保健局生活福祉部保護課へ対応したことが分かる資料求める。	平成30年 4月3日	一部開示	<p>【対象公文書】 電話対応メモ（平成〇年〇月〇日付） 電話対応メモ（平成〇年〇月〇日付）</p> <p>【非開示部分】 氏名</p> <p>【非開示理由】 条例7条2号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当し、非開示とする。</p>	<p>処分の取消しを求める。 東京都組織規程との整合性欠く一部開示記録の為、修正要す。 ※正確性問われる公文書である。（保護課は問題解決拒否7ヶ月続く。）</p>	<p>氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当し、非開示としたものである。</p>
3	1187	平成30年 7月30日	総務局 人事部 人事課	総務局人事部服務班（平成〇年〇月～現在までの）からの連絡を受けて、福祉保健局総務部職員課が、「保護課」件の対応記録 ※総務局（略）→福祉保健局（略）	平成30年 5月2日	一部開示	<p>【対象公文書】 面談対応メモ（平成〇年〇月〇日付） 電話対応メモ（平成〇年〇月〇日付） 電話対応メモ（平成〇年〇月〇日付）</p> <p>【非開示部分】 氏名</p> <p>【非開示理由】 条例7条2号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当し、非開示とする。</p>	<p>処分の取消しを求める。 本件の決定事項の記録上<対応>は、伝達のみ、当職の回答欠く為、○総人第〇号（H〇.〇/〇）の（1）「公務員倫理」テキストの整合性欠く。寄って、不十分な記録の補正要す。</p>	<p>氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当し、非開示としたものである。</p>

4	1189	平成30年 7月31日	福祉保健局 総務部 職員課	総務局人事部服務班（平成〇年〇月～ 現在までの）からの連絡を受けて、福祉保 健局総務部職員課が、「保護課」件の対 応記録 ※総務局（略）→福祉保健局（略）	平成30年 5月2日	一部開示	<p>【請求文書】 苦情対応メモ（平成〇年〇月〇日）</p> <p>【非開示部分】 申出者の氏名及び（補足）の内容 【非開示理由】 条例7条2号 個人に関する情報で特定の個人を識別 することができるもの（他の情報と照合 することにより、特定の個人を識別する ことができることとなるものを含む。） 又は特定の個人を識別することはできな いが、公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあるものであ るため</p>	処分の取消しを求める。 地方公務員法27条～37条 「服務の原則」不整合。処 分庁は服務研修・接遇研修 実施。	本件開示請求の対象は、「苦情対応メモ（平成〇 年〇月〇日）」であり、申出者の氏名及び（補足） の内容に条例7条2号に該当する情報が含まれ、こ れらを開示すれば特定の個人を識別すること ができ、また、個人の権利利益を害するおそれがあるた め、非開示とした。
5	1197	平成30年 8月15日	福祉保健局 総務部 総務課	福祉保健局総務部総務課広聴の保有す る生活福祉部保護課〇〇区指導担当：〇 〇・〇〇職員に対する苦情「都民の声カ ード」全部求める。（平成〇年〇月～平 成〇年〇月〇日までの期間のもの）	平成30年 6月26日	一部開示	<p>【対象公文書】 平成〇年度都民の声カード（〇福保総総 第〇の〇号）</p> <p>1【非開示部分】 氏名、住所 【非開示理由】 条例7条2号 個人に関する情報で特定の個人を識別 することができるもの（他の情報と照合 することにより、特定の個人を識別する ことができることとなるものを含む）又 は特定の個人を識別することはできない が、公にすることにより、なお個人の権 利利益を害するおそれがあるものである ため</p> <p>2【非開示部分】 内容の一部 【非開示理由】 条例7条2号 個人に関する情報で特定の個人を識別 することができるもの（他の情報と照合 することにより、特定の個人を識別する ことができることとなるものを含む）又 は特定の個人を識別することはできない が、公にすることにより、なお個人の権 利利益を害するおそれがあるものである ため</p> <p>条例7条6号 都の機関又は国、独立行政法人等、他 の地方公共団体若しくは地方独立行政法 人が行う事務又は事業に関する情報であ って、公にすることにより、当該事務又 は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるため</p>	処分の取消しを求める。 決定事項は、請求事項と 異なる為、請求該当求め る。※請求事項「〇〇・〇 〇職員への苦情」であっ た。又、不開示部分の開示 求める。	本件開示請求の対象は、「平成〇年度都民の声カ ード（〇福保総総第〇の〇号）」であり、申出者の 氏名及び住所が条例7条2号、内容の一部が条例7 条2号及び6号に該当する情報が含まれ、これらを 開示すれば特定の個人を識別することができ、また 、個人の権利利益を害するおそれがあるため、非 開示とした。

6	1205	平成30年 9月18日	生活文化局 総務部 総務課	生活文化局総務部総務課の持つ「総務局人事部服務班・管理担当・調査課」からの、NPO法人担当職員についての連絡を受けた対応記録と広聴へ連絡したNPO法人担当職員らについての都民の苦情の作成する苦情処理等シート全部求める。	平成30年 5月2日	非開示 (不存在)	【請求文書】 生活文化局総務部総務課の持つ「総務局人事部服務班・管理担当・調査課」からのNPO法人担当職員についての連絡を受けた対応記録 【非開示理由】 当該文書については、実施機関において、作成、取得しておらず存在しない。	処分の取消しを求める。 庁内連絡事項「都民の申出」苦情等シート、又は、何らの記録欠くのは、条例1条目的を相反。(公務員倫理テキスト102頁・103頁)○総人第○号(○)。 ○生総第○号(○)。 ○生総第○号(○)。「不」件・○生総第○号「一部開示」件(○)の○の関係事項本件。	本件開示請求に係る請求内容は、総務局人事部人事課服務班、総務局人事部人事課管理担当及び総務局人事部調査課から生活文化局総務部総務課が生活文化局都民生活部管理法人課NPO法人担当職員に関する連絡を受けた際の対応記録を求めるものであると解されるが、実施機関では、請求内容に該当する対応記録は作成及び取得しておらず存在しないため、公文書の開示を行うことはできない。
7	1209	平成30年 10月2日	総務局 総務部 法務課	○総総法第○号(○)来庁者対応メモ(○)・(○)のその後の対応記録内の17Fでの審査会事務局○と同席した審査庁○の記録求める。(当日は文書担当○職員との共有化言及したテーブル終了。)	平成30年 8月6日	非開示 (不存在)	【請求文書】 ○総総法第○号(○)「来庁者対応メモ(○)・(○)」のその後の対応記録内の17Fでの審査会事務局○と同席した審査庁○の記録求める。(当日は文書担当○職員との共有化言及したテーブル終了。) 【非開示理由】 実施機関では、当該公文書を作成又は取得しておらず、存在しないため	処分の取消しを求める。 本件「不」は、文書担当○職員引継いだのか否か、○(処分庁)・○(審査会事務局)の○・○月の17Fテーブル上事実関係説明に扱う○生広情第○号(○)資料内の情報公開制度の概要について31頁：29頁～32頁の理由説明書(案)巡る共通理解欠如。	実施機関では、審査請求人が平成○年○月○日付けでした開示請求に対して同月○日付けで「来庁者メモ(平成○年○月○日)・来庁者メモ(平成○年○月○日)」(以下「本件対応メモ」という。)を一部開示決定している。 実施機関は、本件開示請求は、本件対応メモの後、生活文化局情報公開課○が本件対応メモに関連した内容について話したことを、法務課○が記録した文書の開示を求めているものと解したが、実施機関は、当該公文書を作成又は取得しておらず、存在しないことから、条例11条2項の規定に基づき、非開示決定を行ったものである。
8	1219	平成30年 10月24日	福祉保健局 総務部 職員課	請求内容1 ○月○日テーブル上の○の「問題意識はある。」との分かるもの求める。 ○月○日通話上の○の「都民の理解を得られていない。」とは、分かるもの求める。 請求内容2 東京都組織規程上「職員課」は、医療従事者等の教育訓練に関すること(6号)から、人事の適任配置(2号)の義務有るが、医療従事者不在の担当課らの行為：医療問題を都民の苦情続くも、職員課職員らの課内協議の根拠分かるもの求める。 【補正】 職員課が、医療従事者の適任配置について都民から受けた苦情に対して課内協議した文書	平成30年 8月10日	非開示 (不存在)	【請求文書】 平成○年○月来庁時、福祉保健局生活福祉部保護課の件について、○が「問題意識はある。」と発言したこと法的根拠 平成○年○月通話時、福祉保健局生活福祉部保護課の件について、○が「都民の理解を得られていない。」と発言したこと法的根拠 【非開示理由】 該当する公文書を取得又は作成しておらず、対象公文書が存在しないため	処分の取消しを求める。 「場当たり」(庁内連携・都民対応)の服務相反する本件2件の双方の何ら対処したもの求める。	本件開示請求の内容は、1件目は「平成○年○月来庁時、福祉保健局生活福祉部保護課の件について、○が『問題意識はある。』と発言したこと法的根拠」、「平成○年○月通話時、福祉保健局生活福祉部保護課の件について、○が『都民の理解を得られていない。』と発言したこと法的根拠」であり、2件目は「職員課が、医療従事者の適任配置について都民から受けた苦情に対して課内協議した文書」である。そのような公文書は作成又は取得していないため、存在しない。
					平成30年 8月21日	非開示 (不存在)	【請求文書】 職員課が、医療従事者の適任配置について都民から受けた苦情に対して課内協議した文書 【非開示理由】 該当する公文書を取得又は作成しておらず、対象公文書が存在しないため		

別表 5

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書、請求文書	審査請求人の主張	実施機関の主張
							非開示部分、非開示理由、却下理由		
1	1146	平成30年4月5日	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	<p>別紙の請求事項の該当資料求む。(※の点) ※個人情報の扱いかつ場合分かるもの。</p> <p>【別紙】 情報公開課が行った平成29年度の中央研修「情報公開・個人情報保護研修」について、「個人情報保護制度について」、「個人情報保護制度における非開示等の考え方」、「改正個人情報保護法について」及び演習(事例研究)の研修資料</p>	平成30年1月10日	開示	<p>【対象公文書】 平成29年度中央研修「情報公開・個人情報保護研修」における個人情報保護制度研修資料 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報・特定個人情報保護制度の概要 個人情報・特定個人情報の定義 保有個人情報の収集、届出 保有個人情報の目的外利用・提供 保有個人情報の安全管理 個人情報保護制度における非開示等の考え方 個人情報保護法・行政機関個人情報保護法等の改正事項 平成29年度 情報公開・個人情報保護研修 事例研究 設例編(個人情報) 平成29年度 情報公開・個人情報保護研修 事例研究 設例編別紙(個人情報) 平成29年度 情報公開・個人情報保護研修 事例研究 解説編(個人情報) 	<p>処分の取消しを求める。 個人情報保護条例4条：個人情報の収集の制限等の「個人情報」の目的外収集の記録の職務上是認可のもの示すべきである。</p>	<p>平成〇年〇月〇日、審査請求人から、「別紙の請求事項の該当資料求む。(※の点)※個人情報の扱いかつ場合分かるもの。」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)及び「情報公開課が行った平成29年度の中央研修『情報公開・個人情報保護研修』について、『個人情報保護制度について』、『個人情報保護制度における非開示等の考え方』、『改正個人情報保護法について』及び演習(事例研究)の研修資料」の開示請求(以下「別件開示請求」という。)の2件の公文書開示請求書を收受した。</p> <p>本件開示請求は、現に記載されている請求内容に基づき手続を進めた場合、別件開示請求と同一の公文書が特定されることから、実施機関から審査請求人に電話連絡を行い、その旨説明した上で、開示の際に必要な箇所等を案内することを提案したところ同意が得られた。</p> <p>実施機関は、本件開示請求に対して、「平成29年度中央研修『情報公開・個人情報保護研修』における個人情報保護制度研修資料」を対象公文書として特定し、全部開示決定を行った。</p>
2	1147	平成30年4月5日	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	<p>○生広情第〇号(平成〇年〇月〇日)・○生広情第〇号(平成〇年〇月〇日)は、請求事項異なるが、同じ決定事項の為、「局研修資料の請求する通話上の記録(苦情処理等シート)」が、個人情報の扱いに成ると分かるもの2件の資料から特定求める。</p>	平成30年2月16日	開示	<p>【対象公文書】 平成29年度中央研修「情報公開・個人情報保護研修」における個人情報保護制度研修資料 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報・特定個人情報保護制度の概要 個人情報・特定個人情報の定義 保有個人情報の収集、届出 保有個人情報の目的外利用・提供 保有個人情報の安全管理 個人情報保護制度における非開示等の考え方 個人情報保護法・行政機関個人情報保護法等の改正事項 平成29年度 情報公開・個人情報保護研修 事例研究 設例編(個人情報) 平成29年度 情報公開・個人情報保護研修 事例研究 設例編別紙(個人情報) 平成29年度 情報公開・個人情報保護研修 事例研究 解説編(個人情報) 	<p>処分の取消しを求める。 個人情報保護条例4条：個人情報の収集の制限等の「個人情報」の目的外収集の記録の職務上是認可のもの示すべきである。</p>	<p>本件開示請求は、平成〇年〇月〇日付○生広情第〇号及び平成〇年〇月〇日付○生広情第〇号により開示した公文書の中から、請求事項を満たす公文書の開示を求めるものである。</p> <p>よって、実施機関は、本件開示請求に対し、平成〇年〇月〇日付○生広情第〇号及び平成〇年〇月〇日付○生広情第〇号により開示した、「平成29年度中央研修『情報公開・個人情報保護研修』における個人情報保護制度研修資料」を対象公文書として特定し、全部開示決定を行った。</p>

3	1159	平成30年 5月16日	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	都民が、通話上「区と氏を名乗り、局研修（総務局人事部の中央研修：管理職研修を持ち帰り、局研修に継げたものを開示請求する。※局の職員研修実施のもの。」上記の記載の事実が、個人情報に扱う条文解釈分かるもの求める。以下の見解「個人情報の身分証のとおり識別可」の個人情報保護委員会・総務省行政管理局の見解合致。	平成30年 3月19日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 都民が、通話上「区と氏を名乗り、局研修（総務局人事部の中央研修：管理職研修を持ち帰り、局研修に継げたものを開示請求する。※局の職員研修実施のもの。」上記の記載の事実が、個人情報に扱う条文解釈分かるもの求める。以下の見解「個人情報の身分証のとおり識別可」の個人情報保護委員会・総務省行政管理局の見解合致。</p> <p>【非開示理由】 本件開示請求は、都民が電話により「区」と「氏」を名乗り、「局研修（総務局人事部の中央研修：管理職研修を持ち帰り、局研修に継げたものを開示請求する。※局の職員研修実施のもの。」と話したことに関する対応記録が、個人情報として取り扱われることが解説された条文解釈が記載された公文書の開示を求めるものである。 上記内容を事例として挙げた上で、個人情報として取り扱うことを解説した公文書については、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しない。</p>	<p>処分の取消しを求める。 処分行人事担当事案（「諮問中」）の相關関係欠く。 処分行の人事担当事案は、請求人の個人情報の識別化する収集理由欠く。</p>	<p>本件開示請求は、都民が電話で区と氏を名乗った上で行った電話による問合せ記録（内容：総務局人事局が実施した中央研修を受けた職員が、自身が所属する局内で実施した研修資料を開示請求するに当たっての問合せ）が、身分証明書等の提示を行っていないにもかかわらず、個人情報として取り扱われることについて解説された条文解釈が記載された公文書の開示を求めるものである。 請求を受け付けた際のやり取りにおいて、審査請求人は、「個人情報の収集に当たっては、身分証明書等の提示を求めることを要する。」と主張の上、個人情報保護委員会及び総務省行政管理局がそれぞれ同様の見解を示していると説明し、上記問合せ記録を個人情報として収集することが、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「個人情報保護条例」という。）4条に違反すると主張する。 個人情報保護条例4条をはじめとする東京都の例規等には、個人情報の収集に当たり、身分証明書等の提示を要するとする趣旨の規定は存在しないことから、請求に係る公文書は実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しない。 また、上記問合せ記録を事例として挙げた上で、個人情報として取り扱うことを解説した公文書についても、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しないため、文書不存在による非開示決定を行った。</p>
4	1160	平成30年 5月16日	生活文化局 総務部 総務課	平成〇年〇月〇日の「電話対応した記録（総務局人事部の中央研修の生活文化局の分職員研修の開示請求に行く。※「研」は「検」とか言い合う。）」が、個人情報の収集目的に成る根拠示すもの・示したものを求める。（「弁明書」は、審査請求書の理由の点を否認する。）	平成30年 3月22日	開示請求 却下	<p>【対象公文書】 保有個人情報取扱事務届出事項（届出番号11-1-3）</p> <p>【却下理由】 開示請求に係る公文書は、東京都公式ホームページにおいて閲覧できるものであり、条例18条2項により開示しないものであるため</p>	<p>処分の取消しを求める。 該当欠く。請求人に対する個人情報収集の義務はない。 同局・他局は、請求人の不要な収集欠く。</p>	<p>本件開示請求に係る請求内容（公文書の開示請求をする旨の連絡に係る対応記録を作成する際に個人情報を収集する根拠）について、保有個人情報取扱事務届出事項（11-1-3）における「保有個人情報の記録項目」（「氏名」、「住所」、「電話番号」及び「その他」）が根拠に当たるものとして対象公文書を特定し、当該公文書は東京都公式ホームページにて閲覧可能であるため、条例18条2項に該当することから、開示請求の却下を行ったものである。</p>
5	1168	平成30年 6月19日	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	例示：保護課の請求事項が異なる決定実施（却下）の妥当示すもの求める。	平成30年 4月20日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 例示：保護課の請求事項が異なる決定実施（却下）の妥当示すもの求める。</p> <p>【非開示理由】 請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため</p>	<p>処分の取消しを求める。 「要綱」・「手引」類の内容等の決定要す。</p>	<p>本件開示請求は、開示請求者の開示請求の趣旨を満たさない文書を対象公文書として特定し、却下決定を行う判断が妥当であることが分かる文書の開示を求めるものである。 審査請求人は、保護課が行った開示請求却下について、開示請求の趣旨を満たした公文書を特定できていない旨主張している。審査請求人から、本件開示請求は保護課がした開示請求却下の妥当性を確認するために行ったものであり、開示請求の事務手続に関する判断について記載のある公文書を求めている旨を確認した。 開示請求の趣旨を満たさない対象公文書を特定し、開示請求却下決定を行うことが妥当である趣旨の規定は存在しないことから、請求に係る公文書は実施機関において取得及び作成しておらず、存在しないため、非開示決定を行った。</p>

6	1169	平成30年 6月19日	生活文化局 総務部 総務課	<p>東京都情報公開に関する条例に基づいた請求事項の連絡する請求者の個人情報の収集した作成用紙の取り扱いが、分かるもの求める。(人事部の通話対応職員(行為)※「正当な事由」示されたもの。</p> <p>例示:人事担当は、局職員研修資料の請求を電話した際に、個人情報収集の作成を請求者のもの行った。</p>	平成30年 4月23日	開示請求 却下	<p>【対象公文書】 保有個人情報取扱事務届出事項(届出番号11-1-3)</p> <p>【却下理由】 開示請求に係る公文書は、東京都公式ホームページにおいて閲覧できるものであり、条例18条2項により開示しないものであるため</p>	<p>処分の取消しを求める。 請求(本件)の申請上テーブルの〇〇「区と氏のみ」に個人情報に成らない。」主張有、〇〇職員・〇〇職員の「手引」上欠く回答有。</p>	<p>本件開示請求に係る請求内容(公文書の開示請求をする旨の連絡に係る対応記録を作成する際に個人情報を収集する根拠)について、保有個人情報取扱事務届出事項(11-1-3)における「保有個人情報の記録項目」(「氏名」、「住所」、「電話番号」及び「その他」)が根拠に当たるものとして対象公文書を特定し、当該公文書は東京都公式ホームページにて閲覧可能であるため、条例18条2項に該当することから、開示請求の却下を行ったものである。</p>
7	1174	平成30年 7月5日	生活文化局 総務部 総務課	<p>職員研修資料の開示請求手続の通話上「請求者の個人情報」取得と呈した作成の人事担当職員は、「身分証明書類:添付の疎明資料「保有個人情報開示請求書」※請求者本人確認欄(4)・請求資格確認欄(2)の、その他の分かるもの求める。※人事担当は、「住基カード(略)」・「マイナンバーカード」の確認欠いても、個人情報との断言。「区」・「氏」のみ、口頭での、やり取りが、個人情報と断言。但し、〇〇は、「区」と「氏」のみは、他者も存在する為、個人情報否定。</p>	平成30年 5月22日	開示請求 却下	<p>【対象公文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都個人情報の保護に関する条例 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則 東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱 <p>【却下理由】 開示請求に係る公文書は、東京都公式ホームページにおいて閲覧できるものであり、条例18条2項により開示しないものであるため</p>	<p>処分の取消しを求める。 「住所・電話番号・家族構成・財産等」無知な個人情報扱い難しい。「氏」のみは、「名」欠いている同姓人物もある。「区と氏のみ」不相当。</p>	<p>本件開示請求に係る請求内容(保有個人情報の開示請求時に、開示請求者が請求資格を有することの確認を行う書類として、「保有個人情報開示請求書」における「請求者本人確認欄」及び「請求資格確認欄」の「その他」にはどのようなものがあるのか)について、「東京都個人情報の保護に関する条例」、「知事が保有する個人情報の保護等に関する規則」及び「東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱」を対象公文書として特定し、当該公文書は東京都公式ホームページにて閲覧可能であるため、条例18条2項に該当することから、開示請求の却下を行ったものである。</p>
8	1210	平成30年 10月9日	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	<p>○生広情第〇号(HO.〇/〇)資料内の「情報公開制度の概要について」29頁～32頁の31頁:理由説明書(案)は、審査会事務局が、「協議」なのか、「助言」なのか明確に分かるもの求める。</p>	平成30年 7月31日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 ○生広情第〇号(HO.〇/〇)資料内の「情報公開制度の概要について」29頁～32頁の31頁:理由説明書(案)は、審査会事務局が、「協議」なのか「助言」なのか明確に分かるもの求める。</p> <p>【非開示理由】 実施機関が作成した理由説明書の提出に際して、審査会事務局が協議又は助言を行うことが明確に分かる文書を作成及び取得していないため</p>	<p>処分の取消しを求める。 理由説明書(案)取扱う研修資料作成の企画書の決定を求める。(決定の差し替え)中央研修資料の企画の協議等分かるもの求める。</p>	<p>本件開示請求は、情報公開・個人情報保護研修資料「情報公開制度の概要について」の中にある、理由説明書に関する記載に関し、実施機関が理由説明書を作成する際に、情報公開課は協議又は助言のどちらを行っているのかが分かる文書の開示を求めるものである。 審査請求人は、情報公開に関する審査請求があり、総務局総務部法務課から東京都情報公開審査会に諮問があった後に実施機関が提出する理由説明書について種々主張していた。その中で、情報公開・個人情報保護研修資料「情報公開制度の概要について」の中にある、理由説明書に関する記載に関し、情報公開課が理由説明書の作成にどのように関与しているのかという点について、疑問を呈していた。以前、審査請求人が情報公開課に、実施機関が理由説明書を作成する際に情報公開課の職員がどのように関与するのかについて問い合わせたところ、ある職員は協議を行うと説明し、また別の職員は助言を行うと説明したと主張していた。 そこで、本件開示請求に至ったが、実施機関では、理由説明書を作成するにあたり、情報公開課職員に問い合わせを行うことはあるが、この場合、情報公開課の職員が協議を行うのか、助言を行うのかを明確に記載している文書は存在しないとして、文書不存在による非開示決定を行った。</p>

9	1 2 1 1	平成 30 年 10 月 9 日	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	<p>生活文化局は、公文書の開示請求者の個人情報記録（人事担当）して、当該記録請求の際テーブル上「学生証」・「こころの東京革命協会の個人会員（サポーター）証」除外分かるもの求める。 ※記録上は「#」・「#」が個人情報に該当言及。</p> <p>【補正】 「当該記録請求の際テーブル上『学生証』・『こころの東京革命協会の個人会員（サポーター）証』除外分かるもの」とは、「自己の保有個人情報の開示において、窓口等における開示請求書の受付の際、『学生証』・『こころの東京革命協会の個人会員（サポーター）証』が確認書類として除外されることがわかる文書」を指す。</p>	平成 30 年 8 月 2 日	開示請求 却下	<p>【対象公文書】 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則 (平成 3 年東京都規則第 22 号)</p> <p>【却下理由】 開示請求に係る公文書は、東京都公式ホームページ又は都民情報ルームにおいて閲覧できる情報と同一の情報が記載された公文書であり、条例 18 条 2 項により開示しないものであるため</p>	<p>処分の取消しを求める。 直ちに、情報提示欠如の一般公開の理由付の本件「却下」は、適正欠く条例 6 条反する行為。寄って、処分取消し条例 34 条・36 条の実施せよ。</p>	<p>本件開示請求は、「学生証」及び「こころの東京革命協会の個人会員（サポーター）証」が本人確認書類から除外されていることが分かる文書を求めるものである。 審査請求人は、開示請求書に記載されている「学生証」及び「こころの東京革命協会の個人会員（サポーター）証」が、自己の保有個人情報の開示において、窓口等における開示請求書等の受付の際、本人であることを確認するための書類から除外されている旨主張している。 そこで、本件開示請求に至ったが、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の 3 条にて、開示請求者の確認に使用する書類について定めているため、開示請求に係る対象公文書は、「知事が保有する個人情報の保護等に関する規則」であり、当該公文書は東京都公式ホームページ又は都民情報ルームにおいて閲覧できるため、開示請求却下決定を行った。</p>
10	1 2 1 2	平成 30 年 10 月 9 日	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	<p>東京都情報公開事務取扱要綱の協議際の「正確性」除外するもの求める。○生広情第 0 号（H.O. O/O）資料上「不正確」欠く。 ※「不正確」容認が、多々あり、公務員倫理テキスト 99 頁～の、103 頁（3）説明責任（アカウントビリティー）が、平成 11 年「東京都情報公開条例」制定の都民の権利を明らかに、伝々記載の相反。</p>	平成 30 年 6 月 22 日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 東京都情報公開事務取扱要綱の協議際の「正確性」除外するもの求める。 ○生広情第 0 号（H.O. O/O）資料上「不正確」欠く。 ※「不正確」容認が、多々あり、公務員倫理テキスト 99 頁～の、103 頁（3）説明責任（アカウントビリティー）が、平成 11 年「東京都情報公開条例」制定の都民の権利を明らかに、伝々記載の相反。</p> <p>【非開示理由】 請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため</p>	<p>処分の取消しを求める。 事実行為：請求の補正欠如（条例 6 条 2 号）した特定不可事案有（H.O. O/O 受付の件）「不正確」な調整（請求事項）している様子示すので、「正確性」除外可の何ら求める。</p>	<p>本件開示請求は東京都情報公開事務取扱要綱（平成 11 年 12 月 27 日 11 政都情第 389 号。以下「要綱」という。）に定める協議を行う際に、職員が正確に職務を遂行することを除外する規定等の文書を求めるものである。 審査請求人は、実施機関が弁明書や理由説明書を作成する際には、要綱に基づいて情報公開課や各局文書担当等が協議を行っているにもかかわらず、弁明書や理由説明書の記載内容が十分でないことやその内容の説明を怠るといった、情報公開事務に関係した公務について都職員の法令等に違反している行為が多く見受けられると主張した上で、本件開示請求を行った。 本件開示請求については、要綱に基づく協議の際に職員の適正でない公務を認めることが容認されていることが分かる文書は存在しないことから、本件非開示決定を行った。</p>
11	1 2 3 2	平成 30 年 12 月 5 日	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	<p>東京都情報公開事務取扱要綱の職務遂行が、従前から、情報公開課（各局各課担当）との説明受けていたが、H.O. O/O では、各局総務部（分限）文書担当である O/O の主張。その為、H/O 年度と H/O 年度の相違より、請求事項の要綱（略）協議等の関係性示すもの求める。</p> <p>【補正】 開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示しない旨の決定をし、又は開示請求を却下するに当たり、決定の際に関与する権限を有する担当職員について定めのある文書</p>	平成 30 年 10 月 25 日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示しない旨の決定をし、又は開示請求を却下するに当たり、決定の際に関与する権限を有する担当職員について定めのある文書</p> <p>【非開示理由】 開示決定等を行うにあたり、協議先については東京都情報公開事務取扱要綱 3 の 5（5）定めがあるが、どの担当に所属している職員が協議に関する権限を有しているかについて定められた文書は作成及び取得していないため</p>	<p>処分の取消しを求める。 中央研修資料上の抜粋可、又は、「手引」該当資料、等の決定求める。尚、本件は、東京都組織規程上の正常な機能しているか否かの体質判明する。</p>	<p>本件開示請求は、開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示しない旨の決定をし、又は開示請求を却下するに当たり、決定の際に関与する権限を有する担当職員について定めのある文書を求めるものである。 各決定の際に、実施機関は、各案件について個別具体的に事務分担を行い、開示請求に係る業務を行うこととなっているため、どの職員が関与するかについて定めている文書は存在しないことから、文書不存在による非開示決定を行った。</p>

別表 6

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書、請求文書		審査請求人の主張	実施機関の主張
							非開示部分、非開示理由、却下理由			
1	1154	平成30年5月7日	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	「審査請求手続の流れ」の審理員の適用除外規定（東京都情報公開条例第19条）は、趣旨：十分な審理が確保されている理由が、具体的示されていると分かるもの求める。	平成30年3月2日	開示請求 却下	<p>【対象公文書】 東京都情報公開条例の施行について（平成11年12月20日11政都情第366号）</p> <p>【却下理由】 開示請求に係る公文書は、都民情報ルームにおいて閲覧又は貸出しをすることを目的として管理されており、また、東京都公式ホームページにおいても閲覧できるものであり、条例18条2項により開示しないものであるため</p>	<p>処分の取消しを求める。 本件の却下理由「通達」は請求時不知であった。（本件は、元々が「審査庁」法務課への請求事項であった。）</p>	<p>東京都情報公開条例の施行について（平成11年12月20日11政都情第366号）（以下「施行通達」という。）は、条例の趣旨及び運用を明らかにしたものであり、その19条関係の部分において、「行政不服審査法第9条第1項では、審理員の指名について、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合、その適用を除外する旨定めている。これは、優れた見識を有する委員で構成された委員会等の直接的・実質的な審理により、公正かつ慎重に判断されることが担保されている場合、例えば、審査会が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合などは、十分な審理が確保されているとの理由により、審理員による手続は不要とされる趣旨であることから、本条例においても適用除外規定を定めたものである。」と、審理員による審理手続に関する規定の適用除外の趣旨が記され、また、24条関係（東京都情報公開審査会）、25条関係（部会）、26条関係（審査会の調査権限）、27条関係（意見の陳述等）、28条関係（提出資料の閲覧等）の部分において、直接的・実質的な審理を行うために審査会に認められた権限に関する説明が記載されているため、施行通達は本件開示請求にかなう公文書であると判断した。</p> <p>一方、施行通達以外の公文書についても検索を行ったが、「十分な審理」の解釈について明確に記載されたものは発見できなかったことから、施行通達を本件開示請求にかなう公文書として特定した。ただし、施行通達は、都民情報ルームや東京都公式ホームページで閲覧できる公文書であるため、条例18条2項の規定に基づき、本件開示請求は却下し、開示請求却下通知書により審査請求人に通知した。</p>	
2	1155	平成30年5月7日	総務局 総務部 法務課	審査庁は、審査請求人の反論書の取扱いが分かるもの求める。弁明書が、諮問に取扱い後の反論書の提出を求める為、㊦VS㊧の㊦に考えにくい。㊦VS㊧の後に㊦なら反論書の取扱わかりやすい。	平成30年3月6日	開示請求 却下	<p>【対象公文書】 「情報公開事務の手引（平成28年（2016年）7月）」8頁「6 審査請求があった場合の事務の流れ（知事宛て審査請求の場合）」</p> <p>【却下理由】 審査庁における反論書の取扱いは、東京都生活文化局広報広聴部情報公開課編集・発行「情報公開事務の手引（平成28年（2016年）7月）」8頁に記載されているが、同手引は、東京都庁第一本庁舎3階の都民情報ルームにおいて閲覧することができるため、条例18条2項に規定する「一般に閲覧させ、又は貸し出すことができる」とされているものに該当する公文書であり、開示請求の対象とはならない。</p>	<p>処分の取消しを求める。 本件の当該手引ヶ所は、請求時不知であった。</p>	<p>実施機関は、本件開示請求の趣旨を、審査庁が、情報公開審査会に弁明書を添えて諮問をした後に、審査請求人に対して反論書の提出を求めていることが分かる資料と解した上で、本件開示請求に係る公文書を「『情報公開事務の手引（平成28年（2016年）7月）」8頁『6 審査請求があった場合の事務の流れ（知事宛て審査請求の場合）』」（以下「本件対象公文書」という。）と特定した。</p> <p>本件対象公文書は、都民情報ルームにおいて管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができる」とされているものであった。</p> <p>実施機関は、却下の理由を「審査庁における反論書の取扱いは、東京都生活文化局広報広聴部情報公開課編集・発行『情報公開事務の手引（平成28年（2016年）7月）」8頁に記載されており、同手引は、東京都庁第一本庁舎3階の都民情報ルームにおいて閲覧することができるため、条例18条2項に規定する『一般に閲覧させ、又は貸し出すことができる」とされているもの』に該当する公文書であり、開示請求の対象とはならない」として、本件開示請求を却下することを決定し、開示請求却下通知書により審査請求人に通知したものである。</p>	

3	1164	平成30年 6月11日	福祉保健局 生活福祉部 保護課	<p>東京都情報公開条例第7条第2号を理由に不開示部分が、関連の請求事項の決定：非開示（不存在）と却下（冊子上非該当ではあるが）の審査請求した弁明書内での開示転じるものが、弁明書では、東京都情報公開条例第7条第2号除外示すもの求める。※行政不服審査法改正後の審査庁の権限の除外なのか、情報公開制度上の権限の除外なのか、要するに総務省の除外・東京都の除外の明確なもの。</p> <p>【補正】 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が開示請求で非開示とした部分と同義の内容を弁明書に記載した根拠となる文書</p>	平成30年 4月12日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が開示請求で非開示とした部分と同義の内容を弁明書に記載した根拠となる文書</p> <p>【非開示理由】 当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。</p>	<p>処分の取消しを求める。 地方公務員法32条違反：条例1条・6条違反。</p>	<p>1 実施機関は、開示請求書を受受する際、審査請求人へ開示請求内容を確認したところ、審査請求人から「以前、福祉保健局生活福祉部保護課で行った、都民相談シート（仮称）を対象公文書とした一部開示決定について、後日、審査請求を行った。その審査請求に対して、保護課で作成した弁明書を法務課を通じて受け取ったが、その弁明書には、当該一部開示決定において非開示とした部分と同義の内容が記載されていた。この弁明書について、保護課では何を根拠に当該非開示部分を記載したのか。このことを知るために本件開示請求を行う。」という主旨の発言があった。</p> <p>2 実施機関は、審査請求人に対し、請求内容の補正を行うため、請求内容から考えられる補正内容を「東京都福祉保健局生活福祉部保護課が開示請求で非開示とした部分と同義の内容を弁明書に記載した根拠となる文書」と記載した上で、「補正内容の場合、当該公文書は作成及び取得していないため存在しません。よって、開示請求についての応答は『不存在』となります。」との参考情報を記載した補正書を審査請求人に送付した。</p> <p>3 実施機関は、審査請求人の署名がなされた当該補正書を受受した。</p> <p>4 実施機関では、補正内容のような公文書は作成又は取得しておらず存在しないため、非開示決定を行った。</p>
4	1170	平成30年 6月20日	総務局 総務部 法務課	<p>審査庁（法務課）の「弁明書」基準示すもの・分かるもの求める。下記の事実有る。 ※東京都情報公開条例第34条・第36条は、無関係主張「弁明書」。 ※東京都情報公開事務手引：1頁・10～11頁は、不知主張「弁明書」。 ※処分庁「弁明書」添付の証拠書類が相違の弁明書作成。 ※審査請求人を攻撃する表現の弁明書（東京都コンプライアンス基本方針の相違）等々</p>	平成30年 4月6日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 審査庁（法務課）が作成又は取得した、東京都情報公開審査会への諮問が実施される審査請求に係る「弁明書」の作成基準</p> <p>【非開示理由】 実施機関では、当該公文書を作成又は取得しておらず、存在しないため</p>	<p>処分の取消しを求める。（条例34条・35条・36条、又は、6条） 弁明書は、東京都知事名の為、東京都の公文書。寄って、平成30年3月東京都公文書事務の手引に則り作成の義務を負う（東京都総務局販売：都庁3階情報公開ルーム）1章203頁～353頁等。</p>	<p>実施機関は、本件開示請求の趣旨を、「審査庁（法務課）が作成又は取得した、東京都情報公開審査会への諮問が実施される審査請求に係る『弁明書』の作成基準」と解した上で、実施機関は、当該公文書を作成又は取得しておらず、存在しないことから、条例11条2項の規定に基づき、本件処分を行ったものである。</p>
5	1194	平成30年 7月30日	総務局 総務部 法務課	<p>別添の請求書の要点のみ以下示す。（疎明資料） 法務課：審査庁の次の①・②の分かるもの求める。 ①再弁明書が、不要な基準等。 ②弁明書が、決定事項の公式判断示す記載欠くもの受理及び、諮問の基準等。 （公開条例第20条を諮問の基準示している）</p>	平成30年 5月23日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 情報公開に係る審査請求（審査庁：法務課）について、 ①再弁明書が不要な基準等 ②弁明書が決定事項の公式判断示す記載欠くもの（理由が不十分、整合性がない、説明が矛盾しているなど）の受理の基準等</p> <p>【非開示理由】 実施機関では、当該公文書を作成又は取得しておらず、存在しないため</p>	<p>処分の取消しを求める。 不作為。総務省行政管理局回答「再弁明書」求める裁量は、審査庁の職責（権限：職権）は○ ○・○○へ共有済。</p>	<p>実施機関は、本件開示請求で求めている対象公文書を、「情報公開に係る審査請求（審査庁：法務課）について、 ①再弁明書が不要な基準等 ②弁明書が決定事項の公式判断示す記載欠くもの（理由が不十分、整合性がない、説明が矛盾しているなど）の受理の基準等」と特定した上で、実施機関は当該公文書を作成又は取得しておらず、存在しないことから、条例11条2項の規定に基づき、非開示決定を行ったものである。</p>

6	1 2 2 0	平成 30 年 10 月 24 日	福祉保健局 総務部 職員課	<p>1 公務員倫理に反する弁明書等の公文書作成・一般公開（条例第35条）の冊子上矛盾する公文書作成（弁明書等）は、職員課・総務課の正当性示すもの求める。</p> <p>【補正】 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した弁明書が、地方公務員法第32条に反していることについて、法的根拠となる文書</p> <p>2 情報公開課は、あたかも「弁明書」の法的根拠等の説明義務（責任）欠くかの主張、H.O. O/O福祉保健局担当者が、行政不服審査法第84条関係：東京都情報公開条例第6条・第34条・第36条及び、第19条・第20条とおりの審査請求人の求めに応じた「弁明書」該当ケ所の情報提供・説明責任（東京都公務員倫理テキスト99頁～等）の除外出来るもの求める。（都民の信頼得るための裁量範囲）</p> <p>【補正】 東京都福祉保健局生活福祉部保護課職員が、客観的に理解が難しい主張を続けていることについて、福祉保健局総務部職員課及び総務課が容認する根拠となる文書</p>	平成 30 年 7 月 13 日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】</p> <p>1 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した弁明書が、地方公務員法第32条に反していることについて、法的根拠となる文書</p> <p>2 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が、客観的に理解が難しい主張を続けていることについて、福祉保健局総務部職員課及び総務課が容認する根拠となる文書</p> <p>【非開示理由】</p> <p>1 該当する公文書を取得及び作成しておらず、存在しないため</p> <p>2 該当する公文書を取得及び作成しておらず、存在しないため</p>	処分の取消しを求める。	<p>本件開示請求の内容は、「東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した弁明書が、地方公務員法第32条に反していることについて、法的根拠となる文書」及び「東京都福祉保健局生活福祉部保護課が、客観的に理解が難しい主張を続けていることについて、福祉保健局総務部職員課及び総務課が容認する根拠となる文書」であり、そのような公文書は作成又は取得していないため、存在しない。</p>
7	1 2 2 4	平成 30 年 10 月 29 日	福祉保健局 総務部 総務課	<p>1 公務員倫理に反する弁明書等の公文書作成・一般公開（条例第35条）の冊子上矛盾する公文書作成（弁明書等）は、職員課・総務課の正当性示すもの求める。</p> <p>【補正】 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した弁明書が、地方公務員法第32条に反していることについて、法的根拠となる文書</p> <p>2 情報公開課は、あたかも「弁明書」の法的根拠等の説明義務（責任）欠くかの主張、H.O. O/O福祉保健局担当者が、行政不服審査法第84条関係：東京都情報公開条例第6条・第34条・第36条及び、第19条・第20条とおりの審査請求人の求めに応じた「弁明書」該当ケ所の情報提供・説明責任（東京都公務員倫理テキスト99頁～等）の除外出来るもの求める。（都民の信頼得るための裁量範囲）</p> <p>【補正】 東京都福祉保健局生活福祉部保護課職員が、客観的に理解が難しい主張を続けていることについて、福祉保健局総務部職員課及び総務課が容認する根拠となる文書</p>	平成 30 年 7 月 13 日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】</p> <p>1 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した弁明書が、地方公務員法第32条に反していることについて、法的根拠となる文書</p> <p>2 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が、客観的に理解が難しい主張を続けていることについて、福祉保健局総務部職員課及び総務課が容認する根拠となる文書</p> <p>【非開示理由】</p> <p>1 当該公文書は実施機関において作成及び取得をしておらず、存在しないため</p> <p>2 当該公文書は実施機関において作成及び取得をしておらず、存在しないため</p>	処分の取消しを求める。	<p>審査請求人に対して書面での補正を通じて文書の特定を行った結果、該当文書が存在しないことから条例11条2項に基づいて行った処分である。</p>

8	1242	平成31年 1月21日	総務局 総務部 文書課	<p>総務局総務部文書課の作成する「東京都文書事務の手引」が、弁明書302頁：基本例2とあるにもかかわらず、「#」除外されるのが分かるもの求める。 ※知事名の知事宛の弁明書である。</p> <p>【補正】 総務局総務部文書課が作成した「東京都文書事務の手引（平成30年3月）」において、302頁の「基本例2 弁明書」を掲載した趣旨又は目的がわかるもの</p>	平成30年 11月15日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 総務局総務部文書課が作成した「東京都文書事務の手引（平成30年3月）」において、302頁の「基本例2 弁明書」を掲載した趣旨又は目的がわかるもの</p> <p>【非開示理由】 実施機関においては対象公文書を作成していないため存在しない。</p>	処分の取消しを求める。	<p>「東京都文書事務の手引（平成30年3月）」（以下「文書事務の手引」という。）は、東京都職員の文書・政策法務能力の向上を目的として、東京都総務局総務部文書課を所管課として発行したものである。 このため、職員が公文書を作成する際の参考となるよう、各種公文書の一般的な体裁を例として掲載しており、文書事務の手引302頁に掲載した「基本例2 弁明書」もその一つであるが、特にその掲載趣旨及び目的について記載した公文書は作成していない。</p>
9	1243	平成31年 1月21日	総務局 総務部 法務課	<p>総務局総務部文書課の作成する「東京都文書事務の手引」が、弁明書302頁：基本例2とあるにも関わらず、「#」除外されるのが分かるもの求める。 ※知事名の知事宛の弁明書である。</p> <p>【補正】 総務局総務部法務課が平成〇年〇月〇日付で行った公文書非開示決定処分（〇総総法第〇号）で、「東京都文書事務の手引（平成30年3月）」302頁の「基本例2 弁明書」を弁明書の作成基準から除外した根拠</p>	平成30年 11月15日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 総務局総務部法務課が平成〇年〇月〇日付で行った公文書非開示決定処分（〇総総法第〇号）で、「東京都文書事務の手引（平成30年3月）」302頁の「基本例2 弁明書」を弁明書の作成基準から除外した根拠</p> <p>【非開示理由】 実施機関では、当該公文書を作成又は取得しておらず、存在しないため</p>	処分の取消しを求める。	<p>審査請求人から提出された補正書によれば、審査請求人は、実施機関が平成〇年〇月〇日付で行った公文書非開示決定処分（〇総総法第〇号。以下「前件処分」という。）において、「東京都文書事務の手引（平成30年3月）」（以下「文書事務の手引」という。）302頁の「基本例2 弁明書」を「弁明書の作成基準」から除外した根拠を本件請求文書として求めている。 文書事務の手引に記載されている「基本例2 弁明書」は、行政処分・諮問・補助金の交付決定に分類される指令文の作成について記載している「第6 指令文」（文書事務の手引284頁）のところで、行政処分等に対して不服申立てがあった場合の参考として、「審査請求書」及び「裁決書」とともに、例文として掲載されているだけであり、作成基準というべきものではないと解されることから、前件処分では、開示請求の対象としなかったものである。 そして、これは文書事務の手引の記載自体から判断したものであり、本件請求文書については、実施機関として、作成又は取得しておらず、存在しない。そこで、実施機関は、本件請求文書は存在しないことを理由として本件処分を行ったものである。</p>
10	1254	平成31年 2月21日	福祉保健局 総務部 総務課	<p>原案は、「連絡」・「指導の検討」の記録が、弁明書には、一変した「指導した」に到る相連の用語・文言等を作成度々の一変出来る法的根拠分かるもの求める。（以下は、「逆説」の作成書面の例示である。 例示：〇福保生保第〇号弁明書〇頁「都民への対応上の〇〇区への指導しました記載の原案文書（反論書引用）「連絡」記載。）</p> <p>【補正】 原案で「連絡」や「指導の検討」と記載されていたものが、弁明書において「指導した」と文言を変えることができる法的根拠となる文書。ただし、福祉保健局総務部総務課が保有するもの。</p>	平成31年 1月30日	非開示 (不存在)	<p>【請求文書】 原案で「連絡」や「指導の検討」と記載されていたものが、弁明書において「指導した」と文言を変えることができる法的根拠となる文書。ただし、福祉保健局総務部総務課が保有するもの。</p> <p>【非開示理由】 当該公文書は実施機関において作成及び取得をしておらず、存在しないため</p>	処分の取消しを求める。	<p>審査請求人に対して書面での補正を通じて文書の特定を行った結果、該当文書が存在しないことから条例11条2項に基づいて行った処分である。</p>

別表7

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書、請求文書	審査請求人の主張	実施機関の主張
							非開示部分、非開示理由、却下理由		
1	1215	平成30年10月18日	生活文化局 私学部 私学行政課	<p>請求内容1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教指管第〇号（H〇.〇/〇）決定事項：東京都知事殿の取得（受理）「27文科初第289号（H27.4/24）」が、都の施策上取組み分かるもの求める。※本通知上各都道府県知事殿。 ○教指管第〇号（H〇.〇/〇）決定事項：東京都知事殿の取得（受理）「26文科初第1479号（H27.3/1）」が、都の施策上取組み分かるもの求める。※本通知上各都道府県知事殿。 ○教指管第〇号（H〇.〇/〇）決定事項：東京都知事殿の取得（受理）「28文科初第770号（H28.9/14）」が、都の施策上取組み分かるもの求める。※各都道府県知事殿。（本通知上） ○教指管第〇号（H〇.〇/〇）決定事項：東京都知事殿の取得（受理）「27初初企第12号（H27.7/8）」が、都の施策上取組み分かるもの求める。※本通知上各都道府県知事殿。 ○教指管第〇号（H〇.〇/〇）決定事項：東京都知事殿の取得（受理）「27文科初第1576号（H28.3/11）」が、都の施策上取組み分かるもの求める。※本通知上各都道府県知事殿。 ○教指管第〇号（H〇.〇/〇）決定事項：東京都知事殿の取得（受理）「28文科初第1271号（H28.12/22）」の都の施策上取組み分かるもの求める。※本通知上各都道府県知事殿。 ○教指管第〇号（H〇.〇/〇）決定事項：東京都知事殿の取得（受理）「28文科初第1423号（H29.2/3）」が、都の施策上取組み分かるもの求める。※本通知上各都道府県知事殿。 ○教指管第〇号（H〇.〇/〇）決定事項：東京都知事殿の取得（受理）「28文科初第1502号（H29.2/16）」が、都の施策上取組み分かるもの求める。※本通知上各都道府県知事殿。 ○教指管第〇号（H〇.〇/〇）決定事項：東京都知事殿の取得（受理）「28文科初第1816号（H29.3/28）」が、都の施策上取組み分かるもの求める。※本通知上各都道府県知事殿。 ○教指管第〇号（H〇.〇/〇）決定事項：東京都知事殿の取得（受理）「28文科初第1747号（H29.3/31）」が、都の施策上取組み分かるもの求める。※本通知上各都道府県知事殿。 ○教指管第〇号（H〇.〇/〇）決定事項：東京都知事殿の取得（受理）「29文科初第1779号（H30.4/3）」が、都の施策上取組み分かるもの求める。※本通知上各都道府県知事殿。 ○教指管第〇号（H〇.〇/〇）決定事項：東京都知事殿の取得（受理）「28文科初第1852号（H29.4/4）」が、都の施策上取組み分かるもの求める。※本通知上各都道府県知事殿。 	平成30年8月6日	1 開示 2 非開示 (不存在)	<p>1 【対象公文書】</p> <p>(1) 不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について（通知）（29生私行第23号）</p> <p>(2) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）（29生私行第89号）</p> <p>(3) 不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について（通知）（30生私行第77号）</p> <p>(4) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）（29生私行第106号）</p> <p>2 【請求文書】</p> <p>(1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）（27文科初第289号）</p> <p>(2) 連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭う恐れがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）（27生私行第45号）</p> <p>(3) 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（28生私行第2384号）</p> <p>(4) 無国籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細やかな支援の充実について（通知）（27生私行第1639号）</p> <p>(5) 不登校重大事態に係る調査の指針について（通知）（27生私行第3660号）</p> <p>(6) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）（28生私行第3113号）</p> <p>(7) 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（28生私行第3339号）</p> <p>(8) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について（28生私行第3423号）</p> <p>1 対象公文書（1）から（4）までについて開示決定</p> <p>2 請求文書（1）から（8）までについて【非開示理由】 請求文書（1）については、実施機関では取得及び作成しておらず、存在しない。 請求文書（2）から（8）までについては、文部科学省からの通知を受け、都が通知を行ったものだが、保存期間が1年の公文書であるため、平成28年度以前のものについては現に保有しておらず、存在しない。</p>	<p>処分の取消しを求める。 整合性分かるもの3件との相関関係「私学校（小・中学生）」の憲法26条1項の教育権より、就学義務負う私学校校長（〇〇言及）。</p>	<p>請求内容1の趣旨は、開示請求書に記載された文部科学省からの通知文書12件に基づく都知事の取組が分かる文書を求めるものである。 これに対し、実施機関は、文部科学省からの通知文書について私立学校への周知を行った際の文書を対象公文書として特定し、対象公文書（1）から（4）までについて、全部開示決定を行った。 また、請求文書（1）については取得及び作成しておらず、請求文書（2）から（8）までについては、文部科学省からの通知を受け、都が通知を行ったものだが、保存期間が1年の公文書であるため、平成28年度以前のものについては現に保有しておらず、存在しないため、非開示決定を行った。</p>

				<p>請求内容2</p> <p>○生私行第〇号（H〇.〇/〇）開示した通知書（鑑）の文部科学省通知類が、私学校（各校）の不登校取り組み実施しているか分かるもの求める。 ※文書事務の手引306頁～第7通知文-1-（1）アの点の鑑である。</p>	平成30年 8月29日	非開示 （不存在）	<p>【請求文書】</p> <p>○生私行第〇号（H〇.〇/〇）開示した通知書（鑑）の文部科学省通知類が、私学校（各校）の不登校取り組み実施しているか分かるもの求める。 ※文書事務の手引306頁～第7通知文-1-（1）アの点の鑑である。</p>		<p>請求内容2の趣旨は、請求内容1により開示した文部科学省からの通知文書に基づき、各私立小中学校において不登校に対する取組を実施したことが分かる文書の開示を求めるものである。</p> <p>これに対し、実施機関では、当該公文書を作成及び取得していないため存在しておらず、非開示決定を行った。</p>
2	1245	平成31年 1月29日	<p>福祉保健局 障害者施策 推進部精神 保健医療課</p> <p>別添の厚生労働省HP上公開の抜粋の「自立支援医療（精神通院医療）の概要」の東京都の当職が都内周知する資料類を求める。 ※一般公開除く。 但し、一般公開の分については、公開条例第34条・第36条での情報提供を求める。</p> <p>【補正】 厚生労働省がHP上公開している「自立支援医療（精神通院医療）の概要」と同内容で東京都が都内周知を行っている資料類を求める。</p>	平成30年 11月15日	非開示 （不存在）	<p>【請求文書】</p> <p>厚生労働省がHP上公開している「自立支援医療（精神通院医療）の概要」と同内容で東京都が都内周知を行っている資料類</p>	<p>【非開示理由】</p> <p>開示請求に係る公文書を保有していないため</p>	<p>処分の取消しを求める。</p>	<p>本決定は、開示請求に係る公文書を保有していないため、条例11条2項の規定により非開示としたものである。</p>